

## 品質保証・管理に関するガイドライン

日本粉末冶金工業会会員各社は、粉末冶金事業部門及び粉末冶金関連子会社においても、本ガイドラインに掲げた取組みを推進し、品質保証・管理を徹底することにより、お客様が安心して使用できる粉末冶金製品を提供する。

なお、企業の規模などにより、本ガイドラインどおりの対応が難しい場合でも不適切な品質事案を発生させない仕組みを個別に講じるものとする。

### 1. 法令及びお客様との取り決め遵守

- (1) 品質に関する法令及びお客様との取り決めを遵守する意識を関係者全員に徹底する。
- (2) 法令やお客様との取り決めに対し、品質上不適切と考える事態が発生した場合には放置せず、遵法、適正なる対応をするよう関係者全員に徹底する。

### 2. 不適切な品質対応事例を発生させないための組織的取組み

- (1) 品質保証の責任者を明確にする。
- (2) 品質保証の責任者は、法令及びお客様との取り決めを全てに優先し判断を行うとともに、社内の品質意識向上の為の教育等を計画的に推進する。
- (3) 品質保証の責任者は、定期的に検査データ等を確認し、結果を社内関係部門に周知する。
- (4) 品質保証の部門は、製造部門から独立した組織とする。
- (5) 経営者は不適切な対応（例えば、①規格外品質データの恣意的な見逃し、②規格外品質データの改ざんとねつ造、③検査項目を故意に省略する行為等）がいかなる理由があるにせよ絶対あってはならないことを社内周知徹底する。
- (6) 経営者による品質保証に関するレビュー（品質目標の有効性の向上等）を行うとともに、現場と経営者層との間で会議体等を設け、課題の共有・今後の継続的改善に向けた取組みを推進する。

### 3. 品質管理に関する検査とデータ管理

- (1) 検査データを自動記録し、追跡調査できるような仕組みを整備する。
- (2) 自動記録できずに手書きで作成されたデータに改ざんとねつ造がないかどうか、検証する仕組みづくりを検討する。また、抜き打ち監査など有効と考える手段を講じる。
- (3) 検査が規程どおり行われているかどうかについて品質保証の責任者が定期的に確認を行い、もし規程からはずれた検査が行われている場合は速やかに是正する。

### 4. 監査体制の強化

- (1) 定期的な社内品質点検を実施する。
- (2) 第三者による監査等を通じて、自社の品質管理システムの客観的な評価を定期的に受ける。
- (3) 不正行為を予防、早期発見するため内部通報制度を設置する。その際、通報者の保護を図ること、会社から独立した窓口を確保するなど、制度を利用しやすい実効性のある仕組みとする。
- (4) 検査証明書の発行責任部門は、製造部門から独立した品質保証部門とする。

### 5. その他

- (1) お客様との品質データ共有化についての将来あるべき姿を検討する。